

赤穂市軽自動車税種別割の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第42号

赤穂市軽自動車税種別割の課税保留及び課税取消に関する
事務処理要綱の一部を改正する要綱

赤穂市軽自動車税種別割の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱(令和元年赤穂市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

赤穂市軽自動車税の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱

第1条中「種別割」を削る。

第3条の見出し中「課税保留等」を「申立による課税保留等」に改め、同条第1項中「者」の次に「(以下「申立人」という。)」を加え、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項中「申立」を「申立て」に、「又は課税保留等の必要な軽自動車等に該当する事情を察知したとき」を削り、「軽自動車税種別割の課税保留等に関する調査書」を「軽自動車税の課税保留等に関する調査書」に、「作成するものとする」を「作成の上、課税保留等の可否を決定し、軽自動車税課税保留処分等決定通知書(様式第3号)により、申立人に通知するものとする」に改める。

第4条を次のように改める。

(職権による課税保留等の手続)

第4条 市長は、前条第1項の申立てによらず、第2条の基準に該当する事情を察知したときは、前条第2項の調査書を作成の上、軽自動車税課税保留処分等通知書(様式第4号)により、当該課税保留等の対象となる者に通知するものとする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(課税保留等の記録)

第5条 市長は、第3条第2項又は前条の規定により課税保留等を行ったときは、課税台帳に記載するとともに、軽自動車税課税保留等処理簿(様式第5号)に記録するものとする。

別表中「軽自動車税種別割課税保留等基準表」を「軽自動車税課税保留等基準表」に改める。

様式第2号中「軽自動車税種別割の課税保留等に関する調査書」を「軽自動車税の課税保留等に関する調査書」に改める。

様式第3号中「第4条関係」を「第3条関係」に、「㊟」を「㊤」に、「軽自動車税種別割課税保留処分等決定通知書」を「軽自動車税課税保留処分等決定通知書」に、「軽自動車税種別割について」を「軽自動車税について」に、「赤穂市軽自動車税種別割の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱第4条第1項」を「赤穂市軽自動車税の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱第3条第2項」に、「があった後において」を「の後」に、「軽自動車税種別割を」を「軽自動車税を」に改める。

様式第4号中「第4条」を「第5条」に、「軽自動車税種別割課税保留等処理簿」を「軽自動車税課税保留等処理簿」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



軽自動車税課税保留処分等通知書

下記の軽自動車税について、赤穂市軽自動車税の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱第4条の規定により、課税を保留・取り消したので通知します。

記

1 軽自動車等の表示

標識番号	
------	--

2 処分理由

3 対象年度

4 この課税保留処分等の後、課税保留処分等の理由が消滅したと認めるときは、課税保留処分等を取り消し、軽自動車税を課税します。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の赤穂市軽自動車税の課税保留及び課税取消に関する事務処理要綱は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。